

令和3年8月7日

ご利用の皆様へ

県営ライフル射撃場

# 国からのまん延防止等重点措置の適用等について

<u>まん延防止等重点措置</u> 期間 <u>令和3年8月8日(日)</u> <u>~8月31日(火)</u> <u>24日間</u> 対象区域 <u>右記6市町を除く</u> <u>38市町村</u>	<u>県独自の緊急事態宣言</u> 期間 <u>令和3年8月6日(金)</u> <u>~8月31日(火)</u> <u>26日間に延長</u> 対象区域 日立市、高萩市、大洗町 城里町、大子町、河内町 (8/4時点で6市町)
---	--

ご利用に関しては、県営ライフル射撃場にお問い合わせ  
下さい。 電話番号：0296-55-5126